

○令和7年度における総合評価方式の改正点について

企業団における総合評価制度については、平成30年度、令和元年度の2年間は、本部及び旧府中事務所は県の制度、その他の事務所は各市町の制度に準拠し運用していましたが、令和2年度、本部及び旧府中事務所で適用していた県の制度を基本として、企業団全体で統一したところです。

令和7年度総合評価方式については、「総合評価方式の手引」(以下、手引きという。)を参照願います。
なお、主な改正点は下記のとおりです。

1 「施工計画(本体構造物等の品質管理方法の適切性)」の評価項目名称の変更 ※手引き P9

評価項目	評価細目
5. 本体構造物等の品質確保又は品質管理方法の適切性	主要機材の品質対策(管路)
	施工の品質対策(管路)
	設備の品質対策
	無筋コンクリートの品質対策
	鉄筋コンクリートの品質対策
	建築構造体等の品質対策

- ・評価項目の名称を変更する。
(旧)「本体構造物等の品質管理方法の適切性」
(新)「本体構造物等の品質確保又は品質管理方法の適切性」
- ・これに伴い、既存の評価細目の名称も変更する。
(旧)「・・・の品質管理対策」
(新)「・・・の品質対策」

2 その他の主な変更点

- ・工場製作を含む工事における配置予定技術者の評価対象の変更 ※手引き P13 他
- ・労働災害防止及び交通事故防止等への取組における変更 ※手引き P19
- ・評価結果の公表方法の変更 ※手引き P34 他